

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

| | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|
| 原 | 議 | 永 | 年 | 保 | 存 |
| 共 | 00 | 00 | 10 | 31 | 5年 |

宮本捜一第1005号
宮本鑑第981号
宮本交指第770号
平成21年8月20日
宮城県警察本部長

司法検視立会医師に対する検案謝金取扱要領の制定について（通達）

検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第5条の規定により、変死体の検視を代行して行うときに医師の立会いを求めて実施しているところであるが、このたび、立会医師に対して検案謝金を支給することとなったことに伴い、別添のとおり司法検視立会医師に対する検案謝金取扱要領を定め、平成21年9月1日から運用することとしたので通達する。

司法検視立会医師に対する検案謝金取扱要領

1 趣旨

この要領は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第5条に規定する検視の代行（以下「司法検視」という。）に立ち会った医師に対して支給する検案謝金（以下「謝金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 検案謝金の支給要件

医師が警察署長の求めに応じて司法検視に立ち会ったときは、謝金を支給するものとする。ただし、司法検視の対象となる死体が病院に搬送された場合で、当該病院の医師が司法検視に立ち会ったときは、謝金を支給しないものとする。

3 謝金の支給基準

謝金の支給基準は、別に定める。

4 謝金の支給要領

(1) 本部主管課長への報告

警察署長は、司法検視に医師の立会いを求めたときは、立ち会った医師に司法検視立会実施報告書（別記様式第1号）及び国庫金振込依頼書（別記様式第2号）の作成を求め、刑事部捜査第一課長又は交通部交通指導課長に送付するものとする。

(2) 支給の手続

刑事部捜査第一課長又は交通部交通指導課長は、(1)により送付を受けた司法検視立会実施報告書の記載内容等を確認し、司法検視立会整理票（別記様式第3号）に記載した上、当月分を一括して速やかに支給するものとする。

5 その他

謝金に関する事務は、刑事部捜査第一課又は交通部交通指導課において行う。

別記様式 略

